

# 『源平盛衰記』全釈(一—卷一—1)

早川厚一  
曾我良成  
志立正知

## 凡例

### 【原文】

○底本には内閣文庫蔵慶長古活字本(勉誠社版)を使用する。翻刻の要領は、基本的に三弥井版にならう。故に、句読点・「」・中黒・濁点を補う。

○必要に応じて、振仮名や、可能な限り送り仮名を付す。底本に付された振仮名は、後人によるもの故、採用しない。ただ振仮名を付すに際して、参考とした。

○オドリ字は、底本のままとし、割注は〈 〉に入れて示した。

○翻刻原文には、底本とした勉誠社版の、頁数を『』のように本文中に入れた。

### 【校異】

○校異本文として、近衛本・静嘉堂本・蓬左文庫本を使用する。略号は、それぞれ〈近〉〈蓬〉〈静〉、底本は〈底〉とした。

○主な校異を取るようにした。なお、〈近・蓬・静〉に付された振仮名等は、必要に応じて取り、振仮名や送り仮名を付すに際して、参考とした。

### 【注解】

○盛衰記の読解上の問題について、いわゆる語釈の範囲を超えて注記・解説を記した。既成の注釈に記されている事柄には敢えて触れず、新たな

問題点の発掘に努めた。

○盛衰記以外の『平家物語』諸本との異同はここで扱った。但し、異同を網羅しようとしたものではない。

○古典作品や記録などの文献の引用に際しては、本文に句読点・訓点などを私意に加える。なお、原文に割注がある場合は、へん内に入れて示した。

○研究文献の引用に際しては、文中には論文著者名を記すのみで、各章段末に「引用研究文献」の欄を設け、著者五十音順で列挙する。発行年月は、西暦により「一九九〇・五」（一九九〇年5月）のように示す。同一章段内に同一著者の論文を複数引く場合には、引用順に「著者名①②」等のように番号を付し、区別した。

〈略号〉

○【注解】及び【校異】欄では、左記の諸書については略号を以て示した。

○『平家物語』諸本：左記の諸本については略号を用い、各々の刊本により頁数または丁数を示した。

〈四〉……四部合戦状本。『四部合戦状本平家物語（上・下）』（汲古書院一九六七）影印。

〈闘〉……源平闘諍録。『内閣文庫蔵・源平闘諍録』（和泉書院一九八〇）影印。

〈延〉……延慶本。『延慶本平家物語（一〜六）』（汲古書院一九八二〜一九八三）影印。

〈長〉……長門本。『岡山大学本平家物語二十卷（一〜五）』（福武書店一九七五〜一九七七）翻刻。

〈南異〉……南都異本。『南都本・南都異本平家物語（上・下）』（汲古書院一九七二）影印。

〈南〉……南都本。『南都本・南都異本平家物語（上・下）』（汲古書院一九七二）影印。

〈屋〉……屋代本。『屋代本平家物語（貴重古典叢刊）』（角川書店一九六六）影印。

〈寛〉……寛一本。『平家物語（上・下）』（新日本古典文学大系）（岩波書店一九九一〜一九九三）翻刻。

○注釈書・資料類の引用。

〈日国大〉……『日本国語大辞典第二版』（小学館二〇〇〇〜二〇〇二）

〈吉田地名〉……吉田東伍『大日本地名辞書』（富山房）

〈角川地名〉……『日本地名大辞典』（角川書店）

〈平凡社地名〉……『日本歴史地名大系』（平凡社）

- 〈姓氏〉……………太田亮『姓氏家系大辞典』(角川書店)  
 〈名義抄〉……………『類聚名義抄』(観智院本。風間書房一九五四～一九五五)  
 〈尊卑〉……………『尊卑分脈』(国史大系)  
 〈補任〉……………『公卿補任』(国史大系)  
 群書……………『群書類従』(統群書類従完成会)  
 統群書……………『統群書類従』(統群書類従完成会)  
 略解……………御橋忠言『平家物語略解』(宝文館一九二九)  
 評講……………佐々木八郎『平家物語評講』(上・下)『(明治書院一九六三)  
 全注釈……………富倉徳次郎『平家物語全注釈』(上・中・下)『(角川書店一九六六～一九六八)  
 集成……………水原一『平家物語』(上・中・下)『(日本古典集成)』(新潮社一九七九～一九八二)  
 新定盛……………水原一『新定源平盛衰記』(一～六)『(新人物往来社一九八八～一九九二)  
 校注盛……………市古貞次・大曾根章介・久保田淳・松尾葦江・美濃部重克・黒田彰・榊原千鶴『中世の文学 源平盛衰記』(三弥井書店一九九一)  
 四評釈……………早川厚一・佐伯真一・生形貴重『四部合戦状本平家物語評釈』(一～九)『(卷一～五)』(一～四は名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)所収一九八四・1～一九八五・5、五～九は私家版一九八五・12～一九九六・12)  
 四全釈……………早川厚一・佐伯真一・生形貴重『四部合戦状本平家物語全釈』(和泉書院二〇〇〇)  
 全注闘……………福田豊彦・服部幸造『源平闘争録』(上・下)『(講談社一九九九～二〇〇〇)  
 闘全釈……………早川厚一『源平闘争録全釈』(名古屋学院大学研究年報一八、二〇〇五・12)  
 延全注釈……………延慶本注釈の会編『延慶本平家物語全注釈』(汲古書院二〇〇五)

『源平盛衰記』卷第一

平家繁昌

祇園精舎ノ鐘声、諸行無常ノ響キアリ。沙羅双樹ノ花色、盛者必衰ノ理ヲ顯ス。奢レル者モ久シカラズ、春ノ夜ノ夢ノ如シ。猛心モ終ニハ亡ビヌ、風前ノ塵ニ同ジ。遠訪ハ異朝、夏寒泥、秦趙高、漢王莽、周伊、唐の禄山、皆コレ旧王先皇ノ政ニモ不随、民間ノ愁、世ノ乱レテモ不リ知ラシカバ、久シカラズシテ滅ビニキ。近ク尋レば我朝、承平ノ將門、天慶ノ純友、康和ノ義親、平治ノ信賴、侈レル心モ、武キ事モ、トリハニ有リケレ共、マデカク入道太政大臣平の清盛ト申ケル人ノ有様、伝聞コソ心モ詞モ及バレネ。桓武天皇弟五王子、一品式部卿葛原親王九代。後胤讚岐の守正盛孫、刑部卿中盛嫡男也。彼の親王の御子、高見王ハ、無官無位ニシテ、失給ニケリ。其の御子高島守王ノ時、寛平元年五月十二日ニ始テ平の姓ヲ賜リテ、上総介ニ成給ヒシヨリ以来、忽ニ王氏ヲ出デテ、人臣ニ連ル。其子鎮守府將軍良望、後ニハ常陸の太承国香ト改モ、国香ヨリ貞盛、経衡、正度、正衡、正盛ニ至マデ六代ハ、諸国ノ受領タリトイヘ共、未殿上ノ仙籍ヲバユリス。中盛朝臣備前の守タリシ時、鳥羽の院御願、徳長寿院トテ鳳城ノ左、鴨河ノ東ニ三十三間ノ御堂ヲ造進シ、一千一体ノ観音ヲ奉ル居。勅賞ニハ關国ヲ賜ベキ由、被テ仰下、但馬国ヲ賜。其外結縁経営ノ人、手足奉公ノ九者マデモ程々ニ隨テ、蒙勅賞。真実ノ御善根ト覚エタリ。

崇徳院の御宇、承元年（壬子）二月十六日ニ、公卿僉議有リテ、同廿一日ノ午ノ一点ト被定メタリケルニ、其時刻ニ及ビテ大雨大風共ニ、夥カリケレバ延引ス。同廿五日ニ、又有僉議。廿九日ハ天老日也。勅願ノ御供養宜シカルベシトテ、可レ被テ遂ケルニ、水ノ雨大ニ降リ、牛馬人畜打損ズルバカリ也ケレバ、上下不及行、又延引ス。禅定法皇天ニ被歎思召ケリ。昔近江の国ニ有リ仏事ケリ。風雨ノ煩タビノニ及ビケレバ、甚雨ヲ陰谷ニ流刑シテ、堂舎ヲ供養ストイヘリ。サレバ雨風ノ鎮有るベキカト云ハ議アリ。尤も可然ラトテ、諸寺ノ高僧ニ仰テ御祈アリ。度々ニ延引ノ後、重テ有テ僉議、同年三月十三日、曜宿相応ノ良辰也トテ其日の供養ニ被定メ。

【校異】 1 〈近〉「伊卷第一」〈蓬〉「怡卷 一」、〈静〉「怡卷 一」。 2 〈蓬・静〉「平家繁昌初」。 3 〈近〉「しやら」、〈蓬〉「沙羅」、〈静〉「沙羅」。 4 〈近〉「たゞ」。 5 〈近〉「よの」。 6 〈近〉「ものも」。 7 〈近〉「かぜの前の」、〈蓬〉「風のまへの」。 8 〈近〉「かんそく」、〈蓬・静〉「寒泥」。 9 〈近〉「しうい」、〈蓬・静〉「朱異」。 10 〈蓬〉「を」。 11 〈近〉「たつぬるに」、〈蓬・静〉「たつぬれは」。 12 〈近〉「てんきやうの」、〈蓬〉「天慶の」、〈静〉「天慶の」。 13 〈近〉「まぢかくは」。 14 〈近〉「だいじやうのだいしん」、〈蓬〉「太政大臣」。 15 〈近〉「第」、〈蓬・静〉「第」。 16 〈近〉「のわうじ」。 17 〈近・静〉「の」。 18 〈蓬・静〉「御子」の右に「男也」と傍書。 19 〈近〉「たかみのおほきみ」、〈蓬〉「高見王」、〈静〉「高見王」。 20 〈蓬・静〉「御子に」。 21

〈近〉「のおほきみ」、〈蓬〉「王」、〈静〉「王」。22 〈蓬・静〉「元年」の右に「弘仁二年イ」と傍書。23 〈近・蓬〉「三」なし。24 〈近〉「せんせき」、  
 〈蓬〉「仙籍」、〈静〉「仙籍」。25 〈蓬・静〉「ゆるさるす」。26 〈蓬・静〉「朝臣」。27 〈近〉「ほうしやう」、〈蓬〉「鳳城」、〈静〉「鳳城」。28 〈蓬・静〉  
 「聖観音」。29 〈近〉「けんしやう」、〈蓬・静〉「勸賞」。30 〈近〉「たまふ」、〈蓬〉「給」、〈静〉「賜」。31 〈近〉「おほせくたされ」。32 〈近〉「たま  
 はる」、〈蓬〉「給はる」、〈静〉「給る」。33 〈近〉「けんしやう」、〈蓬・静〉「勸賞」。34 〈近〉「しんしつ」、〈蓬・静〉「眞実」。35 〈蓬〉「とそ」。36  
 〈近〉「しゆとくるん」、〈蓬〉「崇徳院」、〈静〉「崇徳院」。なお、〈静〉は、初めに二字分あける。37 〈近〉「ちやうせん」の「ん」を見せ消ちにして  
 「う」を傍記、〈蓬〉「長承」、〈静〉「長承」。38 〈近〉「壬子」なし。39 〈近〉「あつて」。40 〈蓬・静〉「ノ」なし。41 〈近〉「およひて」、〈蓬〉  
 「及て」、〈静〉「をよんで」。42 〈近〉「はけしかりければ」。43 〈近〉「こほり」、〈蓬・静〉「氷」。44 〈近〉「きうは」、〈蓬〉「牛車」、〈静〉「牛車」。45  
 〈近〉「にんちく」、〈蓬・静〉「人畜」。46 〈近〉「をよはす」、〈蓬〉「及はすして」、〈静〉「をよはすして」。47 〈近〉「いてゆくに」、〈蓬〉「出行に」。  
 48 〈近〉「たひく」に、〈蓬〉「度々に」、〈静〉「度々に」。49 〈近〉「雨かせ」、〈蓬〉「風雨」、〈静〉「風雨」。50 〈近〉「まもり」。51 〈近〉「へ」を見  
 せ消ちにして「ぎ」を傍記、〈蓬〉「義」、〈静〉「義」。52 〈近〉「たひく」、〈蓬〉「度々」。53 〈近〉「としの」。54 〈蓬・静〉「ハ」。  
 【注解】○祇園精舎 〈盛〉での「祇園精舎」の用例、他に二例。「給孤  
 独園訪 伽濫、祇園精舎唯有礙」(卷三「澆意祈雨」、1—177頁)、  
 「仏ノ教説シ給ヒケル祇園精舎モ竹林精舎モ狐狼ノ棲トナリ、鷲峯山  
 モ孤獨園モ只柱礎ノミ残レリ」(卷九「山門滅」)2—133頁)。いず  
 れも荒廃した祇園精舎を記すように、祇園精舎そのものが、当時の唱  
 導世界では諸行無常をまさに顕現するものであった。『三景集』に見る  
 「横川日光房律師四十九日」では、中胤の説法として、「迦葉尊者隠レシ  
 鶏足山 時在世ノ有様恋ノ思食ハケハ 積尊ノ御跡ヲ奉ラト見ニ云テ趣祇園  
 精舎ニ見廻ラセハ 精舎イツシカ既ニ荒廃シテ 四十九院物サマシ」(『安居院  
 唱導集上』九二頁)と載る。祇園精舎の荒廃を記すものとしては、他  
 に『撰集抄』卷四の八話、卷六の一話等。○鐘声、諸行無常響テリ

祇園精舎の諸行無常を説く鐘の音については、『祇園寺図経』巻下に説  
 くが、唱導を初めとしてかなり耳慣れた詞であった。「壯人老少不  
 定 皆別老 生者必滅 不残諸行無常是生滅法 祇園頰梨

鐘盈耳」(『転法輪鈔』二四四頁)、「諸行無常、祇園寺之鐘成響 敦  
 周」(安居院唱導資料纂輯(四)、叡山文庫本「類句抄」三八〇行)。「祇  
 園精舎ノ無常院ノ鐘ハ、諸行無常ノ音アリテ、聞之病人多ク愈ユト云  
 ヘリ」(『雑談集』鐘樓事)。「盛」では、卷四十八「法皇大原入御」  
 に、建礼門院の住む障子の色紙形に書かれていた諸経の要文の一つと  
 して、ここに見える涅槃経の偈「諸行無常是生滅法 生滅滅已寂滅為樂」  
 を引く。そして次のように説明する。「此文ノ心ハ、一切ノ行ハ皆無  
 常也。無常ノ虎ノ声ハ、朝々暮々ニ耳ニ近ケ共、世路ノ移リニ聞エズ。  
 雪山ノ鳥ノ音ハ、日々夜々ニ今日不知死ト鳴共、棲ヲ出テ忘レズ。冥  
 途ノ使身ニ競、屠所羊ノ足早シテ、親ニ先立子、々ニ先立親、妻ニ別  
 ル、夫、々ニ後ル、妻、形ハ芭蕉ノ風ニ破ル、ガ如ク、命ハ水ノ泡、  
 波ニ随テ消ヌ。万法皆シカナレバ、諸行無常ト置レタリ」(6—147七六  
 ~七頁)。諸本にも類似の文が見られるが、「盛」でも、序章の偈と響  
 きあっていると見なせようか。なお、諸行無常の偈は、上句の諸行無

常と同時に下句の生滅の法を超越したところの涅槃の境涯を謳歌する点に主題があるとも言えるが（『栄華物語』音楽巻）、『平家物語』の序章では、諸行無常を強調し、下句は特に留意しない。これに対し、『平家物語』冒頭の句には、無常観ばかりではなく、いかなる極悪人でも鐘の音を聞くことによって、その霊を鎮め、極楽に往生することができるといふ鐘の功德をも合わせもって語られていることを、清水有聖は、『三泉鐘樓経感』から言う。○沙羅双樹ノ花色 沙羅双樹白変話の源は、『涅槃経』に遡るが、それらの諸説流布は、『今昔物語集』巻三「仏、入涅槃給後入棺語第卅一」の「双樹ノ色モ変ジ、心无キ草木、皆、悲ビノ色有リ」の他、『書陵部本和歌知願集』六十七段に、「釈迦如来は二月十五日にしに給へりしかば、この所は沙羅林といふはやし、一日にかれて、白花のさけるがごとくなりにけり」と見られる（黒田彰）。このように白変したのは、花ではなく、沙羅双樹の枯れた様。「花色」とするのは、「鐘音」との対句上の関係からだが、〈盛〉の巻四十「滝口勸維盛出家」の「彼沙羅林ノ春ノ空ヲ尋レバ、万徳ノ花萎テ一化ノ緑永ク尽ヌ」（5—55—3頁）や、叡山文庫本「類句抄」の「世尊遂現四枯之相、沙羅林之春花含怨」（四七行）には、白変したのが、沙羅双樹の花であったとする認識に近いものがあると言えよう。○盛者必衰ノ理ヲ顯ス 釈尊入滅を盛者必衰と形容する先例には、『今昔物語集』巻三、二十八話がある（黒田彰）。〈盛〉中の用例では、敦盛とその遺物を送られた父経盛の直実への返状に「盛者必衰者無常之理也」（5—41—7頁）とある。いずれも生者必滅の意に極めて近いが、巻二十六では、慈恵僧正の化身である清盛こそ、盛者必衰の理を身を以て帯した人物として記される。「実業ノ衆生ヲ利益セン

為ニ、造罪招苦ノ旨ヲ示シ、盛者必衰ノ理ヲ顯シ給ニヤ」（4—1—108頁）。○奢レル者モ久カラズ 〈盛〉で、奢れる者とされるのは、序章の例を除くと、巻二清盛「臣ノ驕」（1—1—8頁）、「驕テ無礼レバ、是天罰ノ徴ナリ。清盛以外ニ過分也」（1—1—11—2頁）、巻三俊寛「此俊寛モ僧ナガラ驕ツ、」（1—1—16—5頁）、巻四北面の者達「上北面ヨリ殿上ヲユルサル、者モ有ケレバ、驕レル心モ有ケル」（1—1—20—5頁）、巻六西光「其心大ニ奢ツ、」（1—1—37—1頁）、巻七成親「此大納言ハ官職先祖ニ越、朝恩傍輩ニ過タレバ、奢ル思モ多カリケン」（1—1—42—9頁）、実方「人臣ニ列テ人ニ礼ヲ不致バ被流罪、神道ヲ欺テ神ニ拝ヲ不成レバ横死ニアヘリ。実ニ奢ル人也ケリ」（1—1—44—3頁）、巻十四清盛を初めとする平家「天子憚威無言。乗勝之余其驕倍増」（2—1—38—3頁）、巻二十七城資永「前後ノ勢ヲ見渡シテ、奢心出来ツ、」（4—1—64—4頁）、巻三十二藤原仲鷹「朝恩深シテ、政ヲ我儘ニ執行間、奢心アリテ」（4—1—46—2頁）、巻三十五義仲「義仲早晚奢ツ、奉背天命、叛逆ヲ起シ、悪事身ニ積テ」（5—1—147—7頁）、巻四十五始皇帝「秦始皇修ヲ極ドモ、驪山墓ニ埋」（6—1—278—8頁）。清盛を初めとする平家一門に関する例の他に、後白河院側近の者達に対して言う例も多いことに気付く。奢る清盛（平家一門）を、これまた奢る後白河院側近の者達が倒そうとしたのが、『平家物語』の記す鹿谷の乱であった。○猛心も ここは、他諸本と同様、近衛本の「たけきものも」が良い。○夏寒淀 『春秋左氏伝』襄公四年に載る。寒淀を記すのは、他に〈長〉他に『太平記』に、「君見ずや、羽弓を控いて、天に懸かる九つの日を射て落し、…あるいはその臣寒淀に殺され」（巻二十二）畑六郎左衛門の事」とあるのを見るくらいで、特に喧伝された人物とは考えられない

い。寒淀や次の周伊を、趙高や王莽・安禄山と同様に、中世史記や幼学の地平の広がりの中に捉えることは困難のようである。○秦趙高：先の寒淀を含めて、次に引く本朝の例も、共に叛臣の列挙。黒田彰の分析に詳しい（『中世説話の文学史的環境 続』一二〇頁以下）。『咸陽宮』で、父母への燕丹の孝行ぶりや、荊軻や樊於期等の主燕丹への献身ぶりが描かれるにもかかわらず、燕丹が忘恩の朝敵（叛臣）として描かれる根拠ともなっていない。○梁周伊 叛臣としては必ずしも著名ではないが、「朱昇」（屋）を指そう。多くの諸本が記す「周（シウ）」では（四・闘・長・南「周異」、盛・寛「周伊」、訓も異なる（朱）ならば、「シユ」ことから、獵師から身を起こし、初め梁を助けたが、ついには見限り、陳朝についた周迪かとの指摘（森まさし）もあるが、他の事例を見ない。○平治ノ信頼、侈レル心モ、武キ事モ 信頼は、物語では、「その心はしらねども、あはれ大将やとぞ見えたり」（新大系『平治物語』一八三頁）と揶揄される人物で、「武キ事」からは遠い人物のようだが、「伏見なる所にこもりあつ、馬のはせひきに身をならはし、力わざをいとなみ、武芸をぞ稽古しける」（一五一頁）と描かれ、「悪右衛門督」とも呼ばれた猛き心と言うのか。○寛平元年五月十二日ニ始テ平姓ヲ賜テ 〈四〉「寛仁二年五月十二日」、〈闘〉「淳和天皇ノ御宇天長年中比」、〈延・長〉「寛平二年五月十二日」。〈四〉は誤写、〈闘〉は、高棟王との混同が原因だろう（四評釈一—一六頁）。〈蓬・静〉の異本注記「弘仁二年」は、〈四〉等に見る「寛仁二年」の誤写に起因する誤伝か。高望王の賜平姓、任上総介の年の諸異伝については、〈闘全釈〉（卷一上）①の「淳和天皇の御宇、天長年中の比…」の項に詳しい。○経衡 〈四・闘・延・長・屋〉の

「維衡」が正しい。○忠盛朝臣備前守タリシ時 記録で確認できる忠盛の備前守補任は、大治二年（一一二七）十二月二十日（『中右記』）。また、『中右記』天承二年（一一三三）正月十九日条に「重任因幡、備前、武威三ヶ国也」とある。「重任」と記載されている三ヶ国のうち、因幡の国守は藤原通基、武威の国守は藤原公信で、二人とも大治二年十二月七日の補任で、備前守忠盛と同月の補任である。順当に行けば、三ヶ国とも四年後の天承元年十二月で任期が切れるはずであった。しかし、この記事にあるように重任が許されたものと思われ、これ以後しばらくはそれぞれ国守として記録に名を残している。また天承二年三月十三日条に「国司忠成被下遷任宣旨、又被聴内昇殿」とある忠成は、忠盛の間違いと見てよからう。高橋昌明は、この「遷任」を備前守重任と解釈する（一五八頁）。しかし、古記録類では重任と遷任は明確に区別して使用されており、このときの遷任宣旨とは、備前守重任ののち他国の国守への遷任を認めるという約束手形が下されたものと理解すべきである（曾我良成）。このあと彼は、保延二年（一一三六）二月には、美作守として姿を見せている（『平安遺文』三三三九）。また、この後に引く『中右記』三月九日条で、忠盛は、備前権守とあるが、『知信記』三月十三日条には、「勸賞、正四位下備前守忠盛朝臣、被聴内昇殿了、造進人也、伊勢平氏也、可為希代事歟」とあり、備前権守とする『中右記』の記事は誤りであろう。○徳長寿院 この堂の法号は、長承元年二月二十六日に一度「法成就院」と決定されたが、供養会前日の三月十二日に「得長寿院」に変更された（ともに『中右記』）。○鳳城ノ左、鴨河ノ東 『朝野群載』十一、天承二年三月十三日条に、得長寿院の位置として、「鳳城之左、鴨河之東」とある

（この項、源健一郎氏教示）。○二千一体ノ観音「堂（備前権守造宮也）中央間安置丈六正観音像、其左右奉立等身正観音像各五百體」（『中右記』天承二年三月九日条）。〈底〉は、「聖」の脱落か。校異28参照。他本では、〈延〉が「聖観音」とする他は、御仏等。○勸賞二八闕国ヲ賜ベキ由、被仰下（〈延・長〉は、供養の日に、忠盛の他、鍛冶・番匠等にも勸賞が行われたことを記した（〈長〉は、忠盛の件を記さず）後に、供養前の導師選定の件に記事を戻す。〈盛〉も、忠盛等に勸賞下賜があったことを記した後、供養の日程が再三にわたりに延引されたことを遡って記す。つまり、〈延・長・盛〉は、鳥羽院の信任を得、その後の平氏発展のきっかけとなった今回の忠盛の勸賞を、先ず初めに記そうとするのだろう。そして、次々段の冒頭では、忠盛への鳥羽院の信任はそれに留まらず、内の昇殿も許されたことが記される。○但馬国ヲ賜 他に但馬国とするのは、〈四・長・屋・覚〉。〈四・屋・覚〉は、供養話を記さず、〈長〉は、供養話の後、殿上の闇討話の冒頭にこの事を記す。〈延〉は、供養話の前に備前国と記し、供養話の後、殿上の闇討話の冒頭では、但馬国と記す。供養話を記さない〈闕・南〉は、闕国を賜ったとするのみ。〈盛〉も、次々段の冒頭で、「被下遷任」と記す。しかし、忠盛は、供養の前に備前守重任、保延二年（一一三三）二月に美作守に遷任（『平安遺文』二三三九）して、但馬守の事実はない。この頃の但馬守は、源有賢（大治五年（一一三〇）四月三日補任、長承二年（一一三三）九月二十一日辞任『中右記』）。なお、天仁元年正月二十四日に正盛が義親追討の功により但馬守に補任している（『中右記』）。また、正盛は、康和四年七月二十一日に尊勝寺曼陀羅堂造進により若狭守重任（『中右記』）、永久二年

十一月二十九日に蓮華藏院造進により備前守重任（『中右記』、『永久二年日河御堂供養記』（続群）二七十一—三九頁）。杉山信三は、正盛は御堂造進という行為を以て院の近臣になろうとし、子の忠盛が鳥羽法皇のために得長寿院を造進して目的を遂げたとする。忠盛の但馬守任官は、正盛の事跡と忠盛の事跡との混同によるものか。○手足奉公ノ者（〈延・長〉「鍛冶、番匠、拙師」（〈延〉）。「人の手足になって肉体労働をして仕えること」（『角川古語大辞典』）。他の用例未詳。『方丈記』の「今、一身ヲ分チテ、二ノ用ヲナス。手ノ奴、足ノ乗、善ク我ガ心ニカナヘリ」（新大系二六頁）の傍線部は、関係あるか。○真実ノ御善根ト覚エタリ 次段にも「実ニ御善根ノ志ハ、施物ニ色頭タリ」とある。いずれも、願主鳥羽院の善根を指す。この点を諸本の内でも最も強調するのが〈延〉（水原一）。○長承元年（壬子）二月十六日、公卿會議 供養の日が、大雨等によって二回延期されるに至る経緯を記すのは、他に〈長〉。〈長〉では、天承元年十一月十六日に僉議が行われ二十一日と決まったが延期となり、二十五日に再度僉議があり、二十九日に決まったものの延期になったとする。『中右記』の天承元年十一月の条を見る限り、〈長〉の記事は確認できない。〈盛〉の二月十六日の僉議も確認できないが、『中右記』の十五日条によれば、三月十三日の堂供養のことが話題に上っている。「来月十三日千体観音堂供養密儀之由被思召所、猶可有行幸歟如何、但件十三日臨時祭試案也。」。堂供養の日程は既に三月十三日と決まっています、この日の話題は、堂供養への行幸の件であった。○其時刻二及テ大雨大風共二夥カリケレバ延引ス 『中右記』二月二十一日条によれば、午後から雨が降り、雷鳴が轟く天気ではあったが、堂供養に関わる記事は見られな

い。○廿九日ハ天老日也。勅願ノ御供養宜シカルベシトテ、可被遂ケルニ：「天老日 正巳・二午・三巳・…十三辰酉 大吉日也」〔運歩色葉〕。長承元年二月二十九日は、卯の日故、天老日に該当しない。ちなみに実際に供養が行われた三月十三日は辰の日で、これも天老日に該当しない。○氷ノ雨大降 『中右記』によれば、二十九日の天気は、「終日天晴」で、夜に入って雨が降っている。延引の件そのものが虚構であるように、その原因となった荒唐それ自体も（先の二十一日の件も含めて）虚構と考えられる。なお、気候的な要素を考慮するならば、「氷ノ雨大降」のが十一月末とする〈長〉の方が自然であり、〈盛〉がこれを実際の供養の日付に近づけて改変したとみるのが妥当か。ただし、十一月は観音像造立に取りかかったばかりであり（『時信記』）、この時期に供養企図はありえない。○甚雨ヲ陰谷ニ流刑シテ、堂舎ヲ供養ストイヘリ 卷二に見る「郭公禁獄付雨禁獄」は、白河天皇の時、法勝寺での金泥一切経供養の折の話であり、細部は異なるが、雨を罰して供養を遂げたとする話。また、同様の話として、『古事談』卷一の七四「白河院、雨ヲ獄舎ニ入レ給フ事」に、「白河院、金

## 【引用研究文献】

\* 黒田彰「祇園精舎覚書―注釈、唱導、説話集―」（愛知県立大学文学部論集（国文学科編）38、一九九〇・2。『中世説話の文学史的環境統』和泉書院一九九五・4再録）

\* 清水宥聖「言泉集の位置―雑談集・平家物語との関連において―」（国文学踏査8、一九六八・2）

\* 曾我良成「重任宣言と遷任宣言（仮題）」（名古屋学院大学論集言語・文化篇一七巻2号掲載予定、二〇〇六・3）

\* 高橋昌明『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』（平凡社一九八四・5。増補改訂版、文理閣二〇〇四・10）

\* 杉山信三『院家建築の研究』（吉川弘文館一九八一・9）

\* 水原一「得長寿院供養説話の考察」（駒沢大学文学部研究紀要三五〇号、一九七八・3。『延慶本平家物語論考』加藤中道館一九七九・6再

泥ノ一切経於法勝寺可被供養、臨期依甚雨延引三ケ度也。被遂供養。日猶降雨。因之有逆鱗。雨ヲ物ニ請入テ、被置獄舎ニ云々とある。これは天永元年三月十一日に予定されていた一切経供養が、雨のため十三日に延期され、さらにこれも雨によって延期（『殿暦』『永昌記』、結局五月十一日に供養が行われた『殿暦』『百練抄』）という事件を指す。○雨風の鎮 鎮に「マホル」の訓はあるが（『伊呂波字類抄』）、ここは「シツメ」と訓むべきところ（『名義抄』僧上二三七）。○同年三月十三日、曙宿相応ノ良辰也トテ 三月十三日甲辰は、「行吉事吉日」「三吉吉日」「拾芥抄」。『中右記』長承元年三月十三日条によれば、「甲辰日堂供養例」として、法成寺と宇治平等院の例が挙がる。供養の日を、長承元年三月十三日と史実どおりに記すのは、〈長・盛〉。〈延〉等は、前年の天承元年三月十三日に誤る。同様の誤りが、『天台座主記』に見られる。「第四十六法印権大僧都忠尋（東陽房治山八年：〔大承元年三月十三日上皇御願得長寿院供養御導師勤之〕（統群書四下―五九八頁）。

録

\*森まさし「梁のシウイ」（中京国文学18、一九九九・3）

徳長寿院導師

御導師ニハ、天台座主、東陽坊中尊僧止ト聞ユ。臨ミテ期日ハ、一人三公・卿相雲客、洛中・辺王・貴賤上下、参り集まり聴聞結縁シケリ。当座主僧止ハ、頭密兼学ノ法灯、智弁、無窮ノ秀才也。説法舌和ニシテ、弁智詞滑也。末世ノ富留那弁士ノ舍利弗ト覺タリ。聴聞集会ノ万人ハ、随喜ノ涙ヲ流シ、結縁群参ノ道俗ハ、歡喜ノ袖ヲ無始ノ罪障雲消ルルカト思ヒ、本有ノ月輪光照ラスカト疑ヒ。説法ハ三時計リ也ケルヲ、聴衆ハ刹那ノ程ト思ヘリ。誠ニ像法、転時医王善逝ノ化現歟、又転法輪堂釈迦如来ノ説ニ法カトアヤマタル。座主ハ高座ヨリ下リ給ヒ、正面ノ左ノ柱ノ本二座シ給ヘリ。法皇御感ノ余ニ玉ノ御簾ヲ褰テ、「汝ハ坐道場之徳用ヲ備ヘタリ、朕ハ解脱分之善根ヲ植。汝毎聴説法、随喜ノ思ヒ徹骨ニ、信心身ノ毛豎テ、落涙マコトニ難押」ト有リ勅定。当座ノ歎嘆山門ノ眉目也。御布施ニハ、千石千貫沙金十兩、其外被物裏物庭上岡ヲナセルガ如シ。実ニ御善根ノ志ハ、施物ニ色頭ハはれタリ。及夜陰、導師退出ス。為餽ニ仏庭、為照ニ聴衆、万灯ヲ炬サレタリ。偕モ彼の寺ノ異名ヲバ、平愈寺ト申サ也。導師祈願ノ句ニ、衆病悉除身心安楽ト高ニ唱ヘ給ヒケガリ、其声洛中白川ニ響ケリ。柴宮ニコノ女御、折節怪シキ瘡ヲイタハラセ給ケルガ、御限リト奉見ケルニ、衆病悉除夙ニ聞コシ召シテ、則御平愈、其の外一時ノ内ニ辺王、雒陽ニ上下男女二万三千人、病愈ヘタリケルニ依テ也。

異説ニ宮地主権現ノ非人ト現ジテ、日光月光十二神將ヲ相見シテ、説法ト云事アリ。僻事歟。

- 【校異】 1 〈静〉「天台」。 2 〈近〉「とうやうほうの」。〈蓬〉「東陽坊」。 3 〈近〉「その日にのぞみて」。〈蓬・静〉「期日にのぞみて」。 4 〈近〉「けいしやう」。〈蓬〉「卿相」。〈静〉「卿相」。 5 〈近〉「へんどの」。 6 〈近〉「ハ」なし。 7 〈近〉「けんみつけんかくのほつとう」。〈蓬〉「頭密兼学の法灯」。〈静〉「頭密兼学の法灯」。 8 〈近〉「むぐうの」。〈蓬〉「無窮の」。〈静〉「無窮の」。 9 〈近〉「せつほうの」。 10 〈近〉「べんちの」。 11 〈蓬・静〉「詞ハ」。 12 〈近〉「べんじの」。〈蓬〉「辺王」。〈静〉「辺王の」。 13 〈静〉「おほえ」。 14 〈近〉「すいきの」。〈蓬〉「随喜の」。〈静〉「随喜の」。 15 〈近〉「くんさんの」。〈蓬〉「くんしゆの」。〈静〉「群集の」。 16 〈近〉「しほる」。〈蓬・静〉「しほりて」。 17 〈近〉「ざいしやうの」。 18 〈近〉「とそ」。 19 〈近〉「さうほうの」。〈蓬〉「像法」。〈静〉「像法」。 20 〈近〉「てんずるとき」。〈蓬〉「時を転し」。〈静〉「転時」。 21 〈蓬〉「転法輪堂」。 22 〈蓬・静〉「ハ」なし。 23 〈蓬〉「給」。 24 〈蓬〉「ニ」なし。 25 〈近〉「かふ」。〈蓬・静〉「うふる」。 26 〈近〉「とをり」。〈蓬・静〉「とをる」。 27 〈近〉「みめ」。〈蓬・静〉「眉目」。なお、〈静〉は、「シメ」の訓も付す。 28 〈近〉「ひぶつ」。〈蓬〉「被物」。〈静〉「被物」。 29 〈近〉「りぶつ」。〈蓬〉「裏物」。〈静〉「裏物」。 30 〈静〉「庭上に」。 31 〈近〉「をよひ」。〈蓬〉「及て」。〈静〉「をよひて」。 32 〈近〉「かさらんか」。 33 〈近〉「ちやうしゆをてらさん」

かため」。34〈近〉「ともされたり」、〈蓬・静〉「炬たきされたり」。35〈近〉「へいゆうしと」。36〈蓬〉「句を」。37〈近・蓬・静〉「けるか」。38〈近〉「さいくうのようこ」、〈蓬〉「柴宮女御」、〈静〉「柴宮女御」。39〈近〉「あやしき」、〈蓬・静〉「あしき」。40〈近〉「へいゆう」、〈蓬・静〉「平な喻なありき」。41〈近〉「一しの」、〈蓬・静〉「一時か」。42〈近〉「らくやうに」、〈蓬〉「洛陽らくやうに」、〈静〉「洛陽に」。43〈近〉「上下の」。44〈近〉「七千人」。45〈蓬・静〉「異説イセツに」。なお、以下の異説を、〈底・蓬・静〉は、一段下げで記すが、〈近〉は、通常表記。46〈近〉「ひことか」。

【注解】○天台座主東陽坊忠尋僧正「導師法印権大僧都忠尋（山座主也）、呪願権僧正覺猷」（『中右記』長承元年三月十三日条）。忠尋は、

長承元年七月八日任権僧正、保延元年九月二十二日任僧正、保延三年正月十四日任大僧正（僧綱補任）。〈延・長〉は、叡山中堂の医王善逝の化身した貧僧による供養譚。○一人三公 一人一関白は、忠通。

長承元年は、太政大臣が關官のため、三公は、左大臣家忠・右大臣有仁・内大臣宗忠を指す。○末世ノ富留那 忠尋の説法については、

『中右記』嘉承二年八月十二日条「講師忠尋説法之体頗以優妙也」、同九月一日条「講師忠尋説法之体頗有骨法」、天仁元年八月十八日条「忠尋天台英華、問答往覆有逸興、人々感歎」。富留那の弁智を記す事例は多い。「禅徒則不好身子富楼之智弁（安居院唱導資料集一）」左

兵衛督成範為土佐内侍修善表白）、「雖富楼那弁説以詞争チカ尽マ」

（『安居院唱導集上巻』「鳳光抄」三七五頁）。○弁士ノ舍利弗ト覚タリ こは、澄憲を当代である末世の富楼那やこの日本の釈迦に喩えるわけだから、「弁士」は、〈蓬・静〉の「辺士」が良い。○聴聞集會

ノ万人ハ、随喜ノ涙ヲ流シ；歡喜ノ袖ヲ絞（延・長）にはば同様の記事があるが、特に〈延〉に近い。「聴聞集會ノ万人、随喜ノ涙ヲ流シテ、無始ノ罪障ヲ濯ギ、見聞覚知ノ道俗ハ、歡喜ノ袖ヲ剛かまはせテ」

（『延』巻一―一四オ）。〈盛〉の前半の得長寿院供養譚は、〈延〉とは全く異なるが、この後は近似文がいくつか指摘できるように、双方の本

文が全く無関係に成立した訳では無いことがわかる。『中右記』には、「説法了（之カ）詞足随喜也」とある。○説法ハ三時計也ケルヲ、聴衆ハ利那ノ程ト思ヘリ 〈延・長〉が、「御説法永シテ、三時バカリアリケルヲ、法皇ハ利那程トゾ被思食ケル」（〈延〉）というように、法皇の思いとするのは、〈延・長〉が、鳥羽院の善根を強調する文脈で得長寿院の供養譚を記そうとするため。〈盛〉にも、その名残と思われる

鳥羽院の善根を讃歎する本文が散見される。なお、『中右記』に「導師数刻説教、依有別作（仰カ）也」とあるように、当日は鳥羽院の特別の仰せにより説法が行われたことが分かる。「得長寿院供養次第」（統群二六下―三三三―三三六頁）には、説法に関する記述はない。

○医王善逝化現歎 叡山根本中堂の本尊が薬師如来。○転法輪堂釈迦如来ノ説法カ 叡山西塔の転法輪堂の本尊が釈迦如来。○座主ハ

高座ヨリ下給ヒ、正面ノ左ノ柱ノ本二座シ給ヘリ 〈延・長〉には、「高座ヨリ下テ、正面ノ左ノ柱ノ本二居給ヘリ」（〈延〉）とある。『中右記』長承元年三月十三日条に、「導師呪願降高座 衆人発楽（宗明楽

左方）、着礼盤礼レ仏退出」と記される。○御布施二ハ、千石千貫沙金千両、其外被物裏物庭上岡ヲナセルガ如シ 〈延・長〉に、「御布施

千石千貫、金千両、其上三御加布施、御堂ノ前二山ノ動キ出タルガ如シ」（〈延〉）とある。『中右記』には、「敦兼朝臣奉レ公家御誦（誦カ）

経使内感頭清隆被レ参入之由、則敷座給レ禄；院・女院加布施給

之」とあり、公家（天皇）による布施のほか、鳥羽院、待賢門院藤原璋子による加布施がなされた。○及夜陰、導師退出ス 夜陰に及んでの退出というのは、〈延・長〉同。〈延・長〉では、庭に集まる聴衆のため、薬師如来を初めとして、日光月光は光を輝かし飛び上がり退出したとする。薬師如来は薬師瑠璃光如来とも称す。その十二大願に、「一に我来世に菩提を得ん時、自身の光明熾然として無量の世界を照耀し、三十二相八十種好を以て莊嚴となし、一切の衆生をして亦我と異なからしめん。二に我が身瑠璃の如く、内外清浄にして瑕垢なく、光明日月に過ぎ、人をして昏暗の中にも方所を知り事業を作しめん」とある。『中右記』によれば、導師退出は、夕闇以前のことと考えられるが、〈延・長〉が、薬師如来、日光月光が光を輝かしたとし、〈盛〉が「及夜陰、導師退出ス。為<sub>レ</sub>飭<sub>レ</sub>仏庭、為<sub>レ</sub>照<sub>レ</sub>聴衆、万灯ヲ炬サレタリ」とするのは、薬師如来の光明を強調あるいは連想させるためか。あるいは、〈盛〉の場合は、導師<sub>＝</sub>薬師の化身という説を「僻事」と否定するわけだから、ここは、〈延〉「月輪西山ニ隠テ、夜陰ニ及ビケレバ」のような記事を受けて、万灯会に擬したか。○炬サレタリ「炬 トモス」〔『天文本文字鏡抄』一〇二九〕。○彼寺ノ異名ヲバ、平愈寺ト申也 平愈堂と称したとする件、〈延〉不記、〈長〉同。こうした異名の事実は確認できないが、赤松俊秀は、『中右記』長承二年四月十五日条や、長承元年四月一日条（九条家本『中右記』）に、前齋院や宗

## 【引用研究文献】

- \* 赤松俊秀「得長寿院落慶供養について」（『文学』一九六八・10。『平家物語の研究』法蔵館一九八〇・1再録）
- \* 日比野和子「源平盛衰記に関する一考察―別記文について―」（名古屋大学軍記物語研究会会報2号、一九七四・2。『日本文学研究大成平家物語Ⅰ』国書刊行会一九八九・7）

忠の下女の病が、得長寿院への参拝により治ったとする記事があることを指摘し、得長寿院供養靈驗説話は、落慶供養後まもなくに成立し得たとする。○衆病悉除身心安楽 薬師如来がたてた十二の大願の第七に、「若諸有情衆病逼切、無救無帰、無医無薬、無親無家、貧窮多苦、我之名号一経其耳、衆病悉除、身心安楽、家属資具悉皆豐足乃至、証得無上菩提」（薬師講式）とある。○柴宮ノ女御 柴宮は、齋宮が良い。〈長〉「大宮の女御」。『中右記』長承二年四月十五日条に、前齋宮、齋院となった鳥羽院の皇女恂子の瘡が、得長寿院への参詣により癒えた旨の記載がある（赤松俊秀）。ただし、恂子は、女御となっていない。○異説ニ宮地主権現ノ非人ト現ジテ… 〈延・長〉では、地主権現の床下に住む貧僧が導師となるのだが、実は薬師如来の化現であったとする。故に導師となったのは、薬師如来なのだが、ここに言う異説とは、〈延・長〉の説話を指すと見て良からう。異説以下の記事が、盛衰記成立後のある段階における注記ならば、〈延・長〉型説話と〈盛〉の記事との先後関係は決めがたいが、異説等を含む別記文（本文中、一段下げて表記された部分）を検討した日比野和子によれば、大部分の別記文は、盛衰記成立時に存在していたと考えられるとする。とすれば、〈盛〉編者は、〈延・長〉の説話を異説として退けながらも、一部本文を取り込み、忠尋を導師とする新たな記事を作りあげたと考えられる。



ひかひなし、「蓬・静」「三百斐なし」。17「近」「またうして」、「蓬・静」「全して」。18「静」「内々」なし。19「近」「ようしん」。20「蓬」「平季房か子に」、「静」「平季房か子に」。21「蓬・静」「平」なし。22「近」「らうとうしきと」、「蓬」「郎等職と」、「静」「郎等職と」。23「近」「まいつて」、「蓬・静」「参て」。24「近」「おうち」、「蓬」「祖父」。25「近」「おほそれ」、「蓬」「恐」。26「静」「御一門：始テ」まで傍書。27「近」「おうちに」、「蓬」「祖父に」、「静」「祖父に」。28「近」「すくなうこそ」、「蓬・静」「すくなうこそ」。29「蓬」「布衣の」。30「近・蓬」「き」、「静」「着」。31「近」「たちを」。32「近」「しそくの」。33「近」「ふとうして」。34「近」「かうのもの」、「蓬」「高者」、「静」「高者」。35「蓬・静」「鐔金あらはして」。36「近」「たくましきものなり」、「蓬」「したか者」、「静」「したたかもの」。37「蓬」「布衣の」。38「近」「はいて」。39「近」「しよくとして」、「蓬」「徐にして」、「静」「徐にして」。40「蓬・静」「手を」。41「蓬・静」「つき」。42「近」「もるとしあそん」。43「静」「藏人」。44「蓬・静」「候するは」。45「静」「備前守」。46「近」「なりそのはて」、「蓬・静」「成はて」。47「近・蓬」「やう」。48「近」「かしこまで」、「蓬」「畏つ」。49「蓬・静」「候しければ」。50「近」「ことのやう」、「蓬・静」「事から」。51「近」「しう」、「蓬」「主」、「静」「主」。52「近」「ことにあはく」、「蓬・静」「事にあはく」。53「蓬・静」「きり上りぬへき」。54「近」「たゝもりあそむ」。55「近」「したくはかりなき」。56「蓬・静」「さし忪ぐるやうにして」。57「蓬」「ゾ」なし。58「近」「しるしとや」。59「近」「おもひあはせられけん」、「蓬・静」「思ひあはれけん」。

【注解】○忠盛仏智二叶程ノ寺ヲ進進シタリケレバ：〈長〉にも、「忠

盛朝臣かやうに仏意に相かなふほどの寺さうあゐす。仍けんじやうには闕国を給べきよし仰下さる。：「（一—一九—三〇頁）とある。忠盛の造進した得長寿院が、その落慶供養の成功によって、はれて「仏智二叶」うものであることを言う。〈長〉では、これによって初めて勸賞に言及し、忠盛に闕国の「但馬国」が下されたとする。○被下遷任之

上「遷任を下される」とは厳密に言えば、遷任宣旨を下されたということ。恐らくは『中右記』三月十三日条「国司忠成（盛）被下遷任宣旨」と関わろう。遷任宣旨については、『吾妻鏡』文治二年五月二日条に、前対馬守親光について「凡任国之時。修造此等神殿之者。募其賞。被仰重任遷任之例也。可蒙賞之旨言上。其上依賀茂斎院成功。賜重遷任宣旨。以此次可拜任尋常国之趣。内内望二品御拳達」とある。対馬守任期中の八幡宮以下諸社の神殿修

造と賀茂斎院成功によって「重遷任宣旨」を賜い、「此次」に尋常の国を拜任するように望んだというのである。つまり、遷任宣旨とは、次の機会における他国の国守拜任の権利を朝廷から認められた約束手形の様なものといえる。備前守在任中（もしくは重任中）に、次の国守補任が約束されたことを示す。現実には、忠盛は美作守に遷任することになる。『平家繁昌』の注解、忠盛朝臣備前守タリシ時参照。○当座

二刑部卿ニナサル 刑部卿は、忠盛の極官で、〈長・屋・覚〉が、忠盛死去の記事で、「刑部卿ニ至テ仁平三年正月十五日五十八ト申ニ遂失給ヌ」（〈屋〉）とするように、刑部卿任官は、仁平元年（一一五一）二月二十一日『台記別記』同日条のこと。故に、この折の任官記事は誤り。高橋伸幸は、〈盛〉の供養後の勸賞における任刑部卿について、〈延〉における家貞の言に、忠盛を指して「相伝ノ主刑部卿殿」（一八

オ、〈盛〉の該当部は「主君備前守」とあることから改変されたもの

で、文芸的見地から繰り上げてここに記されたとする。鳥羽院から、忠盛の任刑部卿の適否を諮問された内覧頼長は、「若論 其種 可謂 凡劣、然而位叙 正四位上、官帶 内感頭殿上侍臣、經 播磨守、所帶所 經、坐以貴重、拜任之處、誰謂 非據 乎」(『台記別記』二月十一日条)と答えている。『官職秘抄』が指摘するように、刑部卿は當時四位の他、参議、散三位なども就任する重職である(高橋昌明二三〇頁)。「補任」によれば、忠盛に近い頃の例としては、非参議従三位藤原範兼(長寛元年条)、非参議従三位藤原重家(嘉応二年条)が刑部卿に就いている。刑部卿は、公卿の座を目前とした忠盛の威勢を象徴する人事であった。忠盛における任刑部卿の意味の大きさが、「盛」では、得長寿院の造進の功と重ね合わされたものか。○内ノ被免昇殿 『中右記』長承元年三月二十二日条に、「備前守忠盛朝臣入來云被<sub>レ</sub>聽 内昇殿 之後、今日初供 御膳 也、此人昇殿猶未曾有之事也」と見えるように、忠盛の内昇殿は、宗忠ら伝統的貴族には意外なものであった。すでに忠盛は、院殿上人として院昇殿を果しているのである。この記事からも、治天の君の御所における院昇殿より、そのコントロール化にある天皇の内裏における内昇殿の方が格上であることがわかる(高橋昌明一二四頁)。それは、「延・盛」が、この後に、「院ノ殿上スラ難<sub>レ</sub>上、況内ノ昇殿ニ於<sub>レ</sub>ヤヤ」(盛)と記すことから明らかか。さらに、白根靖大(一一六〇頁)によれば、鳥羽院院政段階までは、優位であった内昇殿も、後鳥羽院政では「院殿上人清撰」によって、院のものも同格に見られるようになることが明らかにされている。なお、天治元年(一一二四)に、忠盛は五節の舞姫の献上を命じられている。受領では忠盛の他、安室守藤原為忠が担当している。古来進献

者には官位の昇進などの優遇措置が講じられており、忠盛も、この時、念願の内昇殿を期待していたが、実際には為忠だけが内昇殿を許された。『公鏡』「宇治の川瀬」、『異本忠盛集』一一五等がその事情を伝えるが、忠盛は、この時、内昇殿にかなりの自信を持っていたらしい(高橋昌明一二六頁)。だが、家格ゆえに忠盛の昇殿に対する周囲の拒否反応は強かったらしい(井上宗雄三八一頁)。殿上圍討説話の背景としては、『明月記』(建仁元年十一月二十四日)の伝える、豊明節会の夜、藏人以康を凌轢しようとした藤原保季らがかたらい、以康もこれに対抗しようとして結局未発に終わった事件が諸注に指摘されるが、天治元年の一件も注意すべきだろう。○昇殿ハ是象外ノ選ナレバ、俗骨望事ナシ 「延」に「昇殿ハ是生涯ノ撰ナリ」(卷一一六ウ)とあり。出典は、『本朝文粹』卷六「申文 橘直幹」、『和漢朗詠集』卷下「述懐」七五八。「昇殿是象外之選也、俗骨不可<sub>レ</sub>以踏 蓬萊之雲」。此ハ、橘直幹カ、民部大輔ヲソミマウシタル申文也。上句ハ、殿上ユルサル、コトハ、オホロケノコトニアラネハ、イヤシキ身ハ、オモヒヨラスト云也。象外トハ、コノヨノホカト云事也。殿上ヲハ、仙宮ニタヘテ、象外ノ地ト云也。仍、昇殿ハ象外ノエラヒニテ、其仁ニアタル事ナリト云也。俗骨トハ、仙ノ相ナキモノヲ云也。仙ノ相アルモノヲハ、金骨ト云也。シカレハ、金骨ヲエラヒテ、昇殿ヲハユルサル、事ナレハ、ワカミハ俗骨ニシテ、仙洞ニソムヘキモノニアラス。シカレハ、蓬萊ノクモヲフマムコト、カタシト云也」(和漢朗詠集永濟注) 『和漢朗詠集古注釈集成第三卷』三三〇頁。○就中先祖高見王ヨリ其跡久絶タリシ 「盛」独自異文。高見王は桓武天皇の孫。父は葛原親王(一品式部卿)。『本朝皇胤紹運録』(群書五一一三三頁)、「桓武系図」(続

群六上一頁）に、「无官无位」、〈尊卑脱漏〉（統群五上一一四頁）に、「無位」とある。その子平高望は、寛平元年（八八九）に平朝臣の姓をうけ、それから遠くない時期に上総介として下向、そのまま関東に土着したと推察される（『国史大辞典』）。○忠盛三十六ニシテ被免ケリ 〈盛〉は得長寿院供養および忠盛内昇殿を史実どおり、長承元年（一一三三）とするが、当時の忠盛の年齢は三十七歳、ちなみに〈長〉は長承元年に三十七歳として、史実どおり。〈延〉は天承元年（一一三二）に三十七歳とし、年次・年齢ともに誤る。〈四・屋・覚〉は天承元年に三十六歳とし、年次は誤るが年齢は正しい。〈鬪・南〉は年齢不記。なお、この後の忠盛死去記事では、『平家物語』諸本はいずれも仁平三年に五十八歳と正しく記す。○当時ノ面目、子孫ノ繁昌ト覚タリ 〈盛〉の独自異文。○法皇常ノ課ニハ、「忠盛ナカラマシカバ、誰力朕ヲバ仏ニ成ベキ」：「課 ハカリコト ワサ カタラフ オホス」〈名義抄〉法上五七〇。忠盛の得長寿院造進を鳥羽法皇は殊の外に喜び、忠盛に対して過賞といってもよい程に報いようとしたとするこの記事（思召レケレバ）まで）は、〈盛〉の独自異文。○雲ノ上人嘲憤テ「嘲憤テ」は、諸本では、「憤精」（四）、「鬱猜デ」（延）等とある。「嘲」の訓は、「アザケル タハフル ト、ノフ サヘル」〈名義抄〉仏中五〇四、天文本『字鏡抄』六六六。〈盛〉に、「下二居テ嘲レ上」（一一三六八頁）、「人臣トシテ朝家ヲ嘲」（二二七〇頁）、「朝憲ヲ嘲リ、王命ヲ背ク者」（三一一五三頁）等の用例が見られるように、ここも、鳥羽院の忠盛に対する厚遇に腹を立てた殿上人達が、嘲り憤ったとするのだろう。○十一月ノ五節廿三日ノ豊明節会ノ夜、闇打ニセン 豊明節会の日に陵辱事件があった例としては、『明月記』

建仁元年（一一二〇）十一月二十四日条や、『今昔物語集』卷二十八第四話がある（山下宏明）。「闇討」の語の先例としては『御堂関白記』寛弘三年（一〇〇六）五月十日条に「闇打定佐」、被「打後打」彼、「江談抄」三「勘解由相公暗打事」に「昔有可被暗打之議」、有国闇之」とあり、「闇討」とは、いずれも暗闇に乗じて相手を打ち懲らす殴打事件程度のものを指そう。〈盛〉には、他に、「御方ノツバキタラン時ニ、先ヲ懸命ヲ捨テコソ、我モ人モ高名ニテ、子孫ニ勲功モアランズレ。闇討ニ射殺サレテハ、且ハ嗚呼ノ事」（五一一三三二頁）の用例もあり、〈長〉が、殿上の闇討事件を、「忠盛が昇殿を人めづらしき事におもひ、卿相おどろきて、深夜に恥をほどこさんとす」（二一四九頁）と記すことから明らかだろう。ただし、謡曲「仲光」に「親心の闇打に現なきわが子を夢となしにけり」とあり、『邦訳日葡辞書』に「夜、人におそいかかって、その人を殺すこと」とあるように、中世後期以降の「闇討」は殺害を意味していた（佐伯貞二）。室町の頃に成立したとされる『敵神抄』に見る次の「闇討」も殺害の意だろう。「寛大師ノ門徒ノ擬スル様ハ。先ニ塔会合シテ、智証門徒ヲ悉ク其夜中ニ打殺スベシト議定シ畢ヌ。：智証ノ門徒ヲバ可闇討之定畢ヌ」（統群書二下二六五一頁）。○又此事ヲ闇ナガラ出仕ヲトメメンモ云カヒナシ 〈盛〉の独自異文。○所詮身ヲ全シテ君ニ仕ルハ忠臣ノ法ト云事アリ「全身奉公是臣之中也」（『雲州消息』）。忠臣忠盛像がここでは強調される。一方、〈盛〉では、この後に、重盛や静憲が清盛に忠臣の法を説くことになる。「君ト臣トヲ並親疎ヲ分事ナク、君ニ付奉ルハ忠臣ノ法也」（一一三九二頁）、「タトヒ叡慮御アヤマリ有テ、千万ニ一人望ニ背法ニ相違スル事侍バ、臣下ノ御身トシテハ、何度モ我御アヤ

マリナキ旨ヲ陳シ可被申。是忠臣ノ法也」(2—120六頁)。○爰ニ忠盛朝臣ノ郎等ニ進三郎大夫季房子、左兵衛尉平家貞ト云者アリ。：正盛ノ時始テ郎等職ト成タリシ木工右馬允平貞光孫也。家貞の出自については、諸本で異同あり。〈四〉「父の世では為たりし一門」始テ成二郎等進三郎大夫平の季房子」(巻一—四右)、〈鬮〉「忠盛ノ近親ノ郎等有進三郎大夫季房子」(二上—六ウ)、〈延〉「忠盛朝臣ノ郎等、元ハ忠盛ノ一門ナリケルガ、後ニハ父讚岐守正盛時ヨリ郎等職ニ補ヌ進三郎大夫平季房子」(巻二—一七オ)、〈長〉「たゞもりのあそんのらうど、木工の権のすけ平の貞光がまご、進三郎大夫すゑ房が子：祖父貞光は恐ながら御一門の末にて候けるが、故人だう殿の御時、はじめテ郎等職のふるまひを仕る」(1—130頁)、〈南〉「忠盛ガ父正盛ガ時マデハ一門タリシガ始テ郎等トナル進三郎大夫季房子」(巻一—八頁)、〈屋〉「忠盛ノ郎等元一門タリケル進三郎大夫季房子」(巻一—四ウ)、〈寛〉「忠盛の郎等、もとは一門たりし木工助平貞光が孫、進三郎大夫家房が子」(〈寛〉上—七頁)。整理すると、〈四・鬮・延・南・屋〉季房子の子、〈長・盛〉貞光孫、季房子。〈寛〉貞光孫、家房子。家貞の系譜は、正盛の兄貞季から分かれた平家支流。〈尊卑〉「尊卑脱漏」には家貞の名が系図に重出し、「貞季—範季—家貞—筑後守」。「貞季—正季—範季—季房—進三郎大夫」—家貞—「從五位下、筑前守」と混乱している他、〈尊卑脱漏〉には、「貞光—木工允」—家房—「新三郎大夫」—家貞—「左兵衛尉從五位下、忠盛朝臣殿上聞討之時召具之」(統群書五上—138頁)と、〈寛〉に一致する系譜も引く。〈寛〉の祖本が「季」と「家」のくずしを誤読・誤写し、以後〈寛〉諸本がこれを引き継ぎ、〈尊卑脱漏〉がこれを受けて記載した可能性もあろう。な

お、貞光は、『為房卿記』『仲章記』(康和五年(一一〇三)十月二十一日条に見える(高橋昌明六二頁・六九頁、佐々木紀一))。〈尊卑〉には、貞季の弟季衡流に、「盛光—帯刀長、左(右)京進」—貞光—「木工允」(4—125頁)と載る。『本朝世紀』(康和五年十二月二十九日条に、「木工少允平定光—帯刀、右京進成光男」とあるが、成光を盛光の誤りとすれば、この〈尊卑〉の記載は正しいことになる(佐々木紀一))。また、一族が平家の郎等となった時期については、〈四〉では、「父」が誰を指すか分かりにくいのが、〈南〉を参照すれば、季房が正盛の時に意か。同様に解するのが、〈延〉。〈長・盛〉は、貞光が正盛の時にとする。〈鬮・屋・寛〉は不記。家貞の左兵衛尉任官時期は不明だが、『右記』(長承三年(一一三四)閏十二月十二日条に、「以兵衛尉平家貞被成左衛門尉」とあり。○備前守ノ許ニ參テ申ケルハ：「忠盛—然ベシ」トテ、召具ス」まで、〈延・長・盛〉の独自本文。備前守とするのは、〈延・長・盛〉同様だが、先に〈延・長〉では、但馬守に任官、〈盛〉では、刑部卿に任官とあり、いずれも不整合。実際には、忠盛は、この時、備前守であった。○祖父貞光ハ、乍恐御一門ノ末ニテ侍ケルガ「祖父貞光、〈長〉同。〈延〉「父季房。先の家貞紹介記事に引く説明でも、〈延〉は、季房の時に、〈盛〉は、貞光の時に、郎等職になったとし矛盾しないが、重複の感あり。○故入道殿ノ御時ニ〈延・長〉同。先の家貞紹介記事で、〈四・延・盛・南〉が正盛の時とするように、「故入道殿」は、正盛を指そう。○忠盛「然ベシ」トテ、召具ス。〈延・長・盛〉では、家貞の祇候を主忠盛が認めたとする形。このことを記さない〈四・鬮・南・屋・寛〉では、家貞は、主忠盛の危急を救うため、自らの意志で祇候したと読める。故に、この

後、殿上人が訴え出た家貞祓候に関する法皇への弁明では、忠盛は、事実を言ったのに対して、〈延・長・盛〉の場合は、白を切ったことになる。○衛府ノ太刀佩 衛府の官人である左兵衛尉家貞が持つ太刀としてふさわしい。〈四・延〉「太刀」、〈闘〉「三尺太刀」、〈長・覚〉「つる袋つけたる太刀」、〈南・屋〉「太刀」。『弦袋（弦巻の事也）を太刀に付る事古は無位無官の者はせぬ也位は従五位下以上官は左衛門尉右衛門尉左兵衛尉右兵衛尉などになりたる人はする也衛府の官は浅位にて地下なれば直人に紛るべきに依て弦袋を給りて左右兵衛尉は赤皮左右衛門尉は藍皮の弦袋を付る由長谷部信連が申ける趣源平盛衰記』巻十三高倉宮信連戦ノ条に見えたり（『貞丈雑記』四三三頁）。○烏帽子引入 諸本では、類似の句として、〈四〉に「却<sup>サス</sup>烏帽子差<sup>サス</sup>鬢<sup>ヒン</sup>福多<sup>ヒ</sup>引籠<sup>ヒ</sup>」と見えるのみ。事ある時に備え、烏帽子を深くかぶる様を言うか。「昨日乱したる髪を未だ梳りもせず取り上げ、一所に結び、烏帽子引立て押し揉うで、盆の窪に引き入れ」（田中本『義経記』巻六「忠信最期の事」）。○袖纏テ ここも事ある時に備え、動きやすいように、狩衣の袖を括ることを言うか。「纏ク、リ」（黒川本『色葉字類抄』中七六〇三）。○殿上ノ小庭ニアリ 〈四・延・長〉「殿上ノ小庭ニ候」（延）、〈闘〉「突<sup>テ</sup>跪<sup>ケル</sup>殿上ノ小庭ニ候ケル」、〈南〉「殿上ノ小庭ニ跪<sup>ヒサツヤク</sup>テツ候ケル」、〈屋・覚〉「殿上ノ小庭ニ畏<sup>ヒサツヤク</sup>テツ候ケル」。家貞は、跪いた、あるいは敬屈したとするのが〈闘・南・屋・覚〉。「候」「あり」としか記さない（〈四・延・長・盛〉の場合はその点不明である。○子息平六家長 この後の「雲透ニ殿上ノ方ヲ伺見テ：」まで、〈延・長〉にも見える。〈延〉「同弟薩摩平六家長」、〈長〉「同じき金弟さつまの平六家房」。〈闘〉は、この後の家貞の弁の後に、「其上第の平九郎家季<sup>ト</sup>腋<sup>テ</sup>太刀<sup>ヲ</sup>通

引去居」と記す。〈尊卑脱漏〉（統群書五上）によれば、「範季一家季（薩摩守従五位下字平土八、除髮号薩摩入道。イ家貞弟也）一家資一利家（平次、治承元年四月十三日山門御輿振々時。射神人等。後依訴蒙罪科了）」（一三五頁）とあるが、「家貞一家長（平土八）」（一三八頁）ともある。家貞の生年は、一〇八四年（『顕広王記』仁安二年五月二十八日条）。家長の長承元年十七歳説（延・長・盛）同によれば、生年は、一一一六年。家貞とは、三十二歳違いとなる。家貞の弟より子としての方がふさわしいか。『平家物語』では、「伊賀平内左衛門家長」として、室山合戦で陣の一つを任される他、知盛の乳母子として壇浦合戦とともに入水したことを伝える。「盛嗣や景清のような武勇譚がないのは、知盛を武人として描くのに、家長の武勇譚が華々しくは印象が薄くなるからか」（『平家物語研究事典』「家長」の項）。半井本『保元物語』で、清盛麾下の兵として記される「新兵衛尉家季」（四三三頁）は、平家季か。○ハガネヲ顕シテ 「強剛な本質」（『日国大』）、「強剛な意志や性質をいう。本領・勇猛ぶりを發揮すること」（『角川古語大辞典』）。「平山、熊谷ニ語ケルハ、打籠ノ軍ハ甲臆見エズ、イカニモ追手ニテ鍔金頭サント思テ」（盛）5—三三二頁の例からも、「ハガネヲアラハス」とは、剛勇を示す意。○赤銅造ノ太刀 〈延・長〉「備前作ノ三尺五寸アリケル、ワリザヤノ太刀」（延）。赤銅造とは、「貫貫など、刀劍の裝飾品を赤銅で作ること。また、そのもの」（『日国大』）。〈盛〉では、他に、覚明の三尺一寸の太刀（4—二九四頁）、那須与一の太刀（6—一〇二頁）、主の最期を見守った知盛の侍の太刀（6—一七五頁）。他には、『義経記』では、湛海、『曾我物語』では曾我十郎の太刀。なお、無官の家長は、弦袋を付けていない（『衛府ノ太刀』の

注解参照。○無官ナレバ徐々シテ「除々として」が良いか。校異39

参照。「挙動が落ち着いているさま。しとやかなさま。静かなさま」(日国大)。「無官ナレバ」は、「無官ナレド」の誤りとも解しうるか。

○左右ノ手ヲ土ニツキテ、大居ニ居テ 事有らば、すぐに駆け出すことのできる様子を言うのではなく、両手を突き、尻をついた様子を言うか。先の「除々として」も、そうした挙措を言うか。「御腰骨ヲ射サセテ、大居ニ倒レ給ケルヲ」(延) 4—五六ウ)。ただ、(盛) のこの後の独自異文には、「子息ノ家長モット可打入支度也」とある。一方、「大居ニツイ跪テ」とする(延・長) の場合は、両手を突き、跪く様子を言うか。○雲透ニ (延・長)「雲スキニ」。「雲を透かして日月を見るように、薄暗い時や所で、遠い所を見るように、闇を透かして、確認すべく物を凝視するさま」(角川古語大辞典)。○親ノ家貞ア、トイハ、子息ノ家長モット可打入支度也 (盛) の独自異文。「左右ノ手ヲ土ニツキテ、大居ニ居テ」の注解参照。○頭左中弁師俊朝臣、藏人判官平時信ヲ召テ 諸本では、「貫主」(藏人頭) 以下殿上人があやしんで「六位藏人」に命じて家貞に問いただしたとするが、(盛) のみは、殿上人たちがあやしんだため、「貫主」師俊が「六位藏人」時信に命じて家貞を問いただしたとする。源師俊は、天承元年十二月二十二日補藏人頭、同日に転右大弁(元左中弁)(補任)『藏人補任』。昇殿話を長承元年(天承二年)のこととする(盛) の場合、師俊の「左中弁」は前職で誤り。なお、藏人頭には、他に藤原公教がいるが、師俊が筆頭。前田家本『今鏡』「宇治の川瀬」には、忠盛が内昇殿の喜びを「山しろかみなもとなる雲のうへは いせへいしさへのぼるなりけり」と詠作したと伝えるが、これは、山城と伊勢、源氏と平氏を対置

しつつ、同じ時に昇殿した師俊の子、山城守源師国をひきあいに出したものとされる(井上宗雄三八八頁、高橋昌明一五九頁)。(盛) が師

俊を登場させるのはこのようなエピソードが背景にあったのことか。

天承元年のこととする諸本では、藏人頭は、藤原宗能か頼頼のいずれかとなる。平時信は、大治五年(一一三〇)六月二十二日、補六位藏人(長秋記)。大学助から、天承元年八月十七日、転左衛門少尉、同日檢非違使宣旨、この後兵部権大輔を経て、久安五年(一一四九)没。

「日記の家」つまり有職故実に通じた家に生まれ(今鏡)二葉の松)、長らく鳥羽院の判官代として法皇に近侍し、温厚な性格とあいまって世評の高かった練達の院司(本朝世紀)久安五年七月二十六日条)と評される(高橋昌明)二二頁)。時信はいうまでもなく娘時子が清盛室

であり、当時ちょうど六位藏人、檢非違使、左衛門少尉であったところから名が挙げられたものと思われる。○宇津保柱 雨水をうけるため軒先に立てる豎柱。平安宮清涼殿には、南東隅と南西隅とに空柱

があった(平安時代史事典)。このときの内裏は里内裏である土御門烏丸内裏(託問直樹)。里内裏には、内裏として利用することを予定して造営された里内裏と、もともとは貴族の邸宅であったものを内裏として使用した里内裏とがある。土御門烏丸内裏は、『百練抄』永久五年(一一一七)十一月十日条に「殿舎大略模大内」、但無承明門代」と

あるように、平安宮内裏を模した最初の里内裏であった。この土御門烏丸内裏については、川本重雄によって復元が試みられている。土御門烏丸内裏は敷地が一町四方と限られていたために、その二倍以上の面積の平安宮内裏全体を完全に模することは出来なかったが、政務や儀式の場となる内裏南半分に関しては、殿舎構成・配置とも、平安宮内

裏を極めて忠実に模していたと推定される。清涼殿についても、夜御殿より北の空間は縮小されていたようだが、儀式などに利用されることの多い夜御殿以南については平安宮内裏清涼殿の平面を極めて忠実に踏襲していた。従って、「殿上ノ小庭」と「宇津保柱」との空間配置も平安宮内裏のそれとほぼ同様と考えられる。家貞がいたのは南西隅の宇津保柱の内側。土御門烏丸内裏では清涼殿南端のすぐ西側に室町小路に面した西門がある。家貞が宇津保柱の内に入ることは平安宮内裏に比して容易であったと考えられる。○主君備前守（四・南）「相伝主（君）ハ、〈鬪・長・屋・寛〉「相伝主備前守（殿）」、〈延〉「相伝主刑部卿殿」。注解「当座ニ刑部卿ニナサル」「備前守ノ許ニ參テ申ケルハ：」参照。○今夜暗打ニセラルベキ由承レバ、ナリ果給ハン様、奉見ベケレバ」トテ 注解「十一月ノ五節廿三日ノ豊明節会ノ夜、闇打ニセン」に記した理由により、掲出のように訓む。諸本には、「今夜闇討ニセラルベキ由承候へバ、成ム様見候ハムトテ」（〈延〉）等とあり。

## 【引用研究文献】

- コトテアハ、〈近・蓬・静〉の「コトニアハ」が良い。○黒鞘巻 この鞘巻については、〈四・屋・寛〉「大（ナル）鞘巻」、〈鬪・延・長・南〉「二尺三寸アル黒鞘巻ノ刀」（〈延〉）とある。〈盛〉でも、この後に「二尺三寸ノ鞘巻」とある。該当部の注解参照。○装束ノ上横タへ指テ、支度計ナキ体ニテ 〈延・長・南・寛〉「束帯ノ下ニ」。
- \* 井上宗雄 「平忠盛の歌人形成」『平安後期歌人伝の研究増補版』笠間書院一九八八・10。初版は、一九七八・10）
- \* 川本重雄 「土御門烏丸内裏の復元的研究」（日本建築学会論文報告集三三五、一九八四）
- \* 佐伯真一 「殿上闇打」の語義」（『延慶本平家物語考証』）新典社一九九三・5）
- \* 佐々木紀一 「桓武平氏正盛流系図補輯（上）」（『国語国文』一九九五・12）

「しどけなげ」とは容儀などのみだれて締りを失へる意にいへり。：凡そ文官武官にかゝらず、束帯には劔を佩くことなれど、勅授の公卿にあらざるは、中務以下帯劔の官なりと雖も、劔を帯して昇殿すること能はず。忠盛は未だ勅授帯劔の身分にてなかりし故、内々に衣装の下にさしゝとなり」（『平家物語証注』上・四〇頁）。〈盛〉の場合、目に付くように、わざと束帯の上にさしていたとするのか。ただ、この後に、他本と同様に、〈盛〉は、柄を人に見せていたとすると、こらすれば、鞘巻は束帯の下にさしていたことになる。○腰ノ程ヲ差桃タル様ニシテ 〈盛〉の独自異文。「しどけなき体」を具体的に記そうとするもの。「さし」は接頭語）くつろげる。ゆったりとさせる」（『日国大』）。「桃 クツロク」（〈名義抄〉法中八五4）。○人々事ガラ尤シトヤ被思合ケン 諸本では、「人々由ナシトヤ思ハレケム」（〈延〉）とあるところ。「尤 モトモ、ハナハダ、トガム、チカケシ、アヤマチ、トガ、ケシウリ」（〈名義抄〉仏下末二三3）、「尤 スクル、アヤマル（ツ）、モトモ、トカム、タカフ、セム」（〈名義抄〉仏下末一七7）、「尤 ケシウシテ、トモ、タツヌ、トカ、ハナハタ、アヤマツ、ケヤケシ、モトモ、ヲホシ、トカム、コトナリ、スクル、タカウセム」（天文本『字鏡抄』一一八三）、「尤 ケヤケシ」（黒川本『色葉季類抄』中九八オ4）。

- \* 白根靖大 『中世の王朝社会と院政』 (吉川弘文館二〇〇〇・2)
- \* 高橋伸幸 「得長寿院造進に対する忠盛への勸賞に就きて―平家物語成長過程の一断面―」 (国語国文、一九六八・11)
- \* 高橋昌明 『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』 (平凡社一九八四・5。増補改訂版、文理閣二〇〇四・10)
- \* 詫間直樹編 『皇居行幸年表』 (続群書類従完成会一九九七・12)
- \* 山下宏明 「殿上闇討(二) 平家物語評釈四」 (国文学解釈と鑑賞、一一六八・7)